

各事務（管理）所長 殿

総務部 契約管理官
企画部 技術開発調整官

工事に係る技術審査基準の運用について

指名競争入札における工事に係る技術審査基準については、「工事に係る技術審査基準について（通知）」（平成17年7月26日付け国九整契第150号、国九整技管第41号、国九整技評第5号及び国九整港事第18号）で九州地方整備局長から各部長及び各事務所（管理）所長あてに通知がなされているところですが、通常指名競争入札技術審査基準（土木関係工事、電気通信関係工事、機械設備工事）（以下「指名基準」という。）の実施にあたっては、下記のとおり運用することとしたので、遺漏なきよう関係職員への周知をお願いします。

記

1. 災害復旧工事における指名基準・注3）の運用にあたっては、工事希望型競争入札資料提出依頼業者選択基準【平成20年4月1日～】（土木関係工事、電気通信関係工事、機械設備工事）注3）但し書き「災害復旧等による当該年度の緊急的工事の発注量が増大する場合」を準用し、3以上の数値を適宜変更して良いこととする。
詳細は別紙1を参照すること。

2. 適用時期
令和2年12月1日以降

3. 問い合わせ先
総務部 契約課 (2514・2526)
企画部 技術管理課 (3313・3346)

工事に係る技術審査基準について（通知）（H17.7.26付け国九整契第150号、国九整技管第41号、国九整技評第5号及び国九整港事第18号）別紙抜粋

【河川・道路・公園・営繕関係】 〔土木関係工事、機械設備工事、電気通信関係工事〕

〔平成17年8月1日～〕 **通常指名競争入札技術審査基準**

3. 【審査】

評価項目	内容	A	B	—	C
③当該年度の受注状況	地整内当該年度施工額÷過去5ヶ年度の地整内平均施工額（施工額は工事種別毎）	1未滿	1以上 2未滿	2以上 3未滿	3以上

注3）当該年度の受注状況について

- ・3以上の場合でも当該年度の施工額が5千万円に達しない時は「—」と評価とする。
- ・但し、一般土木Cランクの工事の場合は、6千万円に満たない場合は、「—」と評価する。**※土木関係工事の場合の評価**
- ・事務所の当該年度の発注件数を鑑みて3未滿の数値は適宜設定できる。但し、3以上の「C」は変えない。
- ・3以上の場合でも10社に満たない場合は「—」と評価する。**※電気通信関係工事の場合の評価**

工事希望型競争入札 資料提出業者選択基準・注)3但し書き「災害復旧等による当該年度の緊急的工事の発注量が増大する場合」を準用し、通常型指名競争入札による災害復旧工事の場合は、③当該年度の受注状況の3以上の数値を適宜変更して良いこととする。

工事希望型競争入札 資料提出依頼業者選択基準〔平成20年4月1日～〕抜粋

【河川・道路・公園・営繕関係】 〔土木関係工事、電気通信関係工事、機械設備工事〕

〔平成20年4月1日～〕工事希望型競争入札 **資料提出依頼業者選択基準**

※本基準は、工事希望型競争入札資料提出依頼業者を選定するために使用する

2. 【選択】

評価項目	内容	A	B	—	C
③当該年度の受注状況	地整内当該年度施工額÷過去5ヶ年度の地整内平均施工額（施工額は工事種別毎）	1未滿	1以上 1.5未滿	1.5以上 2未滿	2以上

注3）③当該年度の受注状況について

- ・2以上の場合でも当該年度の施工額が5千万円に達しない時は「—」と評価とする。
- ・但し、一般土木Cランクの工事の場合は、6千万円に満たない場合は、「—」と評価する。**※土木関係工事の場合の評価**
- ・事務所の当該年度の発注件数を鑑みて2未滿の数値は適宜設定できる。但し、災害復旧等による当該年度の緊急的工事の発注量が増大する場合には、2以上の数値変更して良い。

国九整契第150号
国九整技管第41号
国九整技評第5号
国九整港事第18号
平成17年7月26日

各部長及び
各事務（管理）所長 殿

九州地方整備局長

工事に係る技術審査基準について（通知）

指名競争入札における工事に係る技術審査基準を別紙のとおり定めたので通知します。

なお、平成17年4月1日付け国九整契第569-2号、国九整技管第167-2号、国九整技評第33号、国九整経調第620号及び国九整港事第45号の「工事に係る技術審査基準について」は廃止します。

本基準は、平成17年8月1日より適用するものとします。

【河川・道路・公園・営繕関係】

【土木関係工事】

[平成17年8月1日～]

公募型指名競争入札技術審査基準

1. 基本事項

○技術審査にあたっては、「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保について」(平成12年6月1日 建設省厚契発第16号)の「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名基準の運用基準」(以下、「運用基準」という。)に留意して行う。

2.【欠格要件の確認】

項目	内容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無 ・警察当局から排除要請 等	・運用基準の1による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等	・運用基準の2による
③工事成績	・工事成績の平均が過去2年連続して60点未満の場合	・運用基準の3(1)による
④安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	・運用基準の7(1)~(2)による
⑤労働福祉	・資金不払いに関する厚生労働省からの通報により、明らかに不適当であると認められるとき	・運用基準の8(1)による

注)【欠格要件の確認】で欠格要件がある場合は、3の【審査】は行わない。

3.【審査】

評価項目	内容	A		B	-	C	
①工事成績の評価	地整内(過去2ヶ年度+当該年度)の当該工事種別の平均点	77点以上		77点未満 73点以上	73点未満		
②地域特性の考慮	工事施工地域(県)における本社(本店)の所在	当該県内又は隣接県に本社あり			左記以外		
③当該年度の受注状況	地整内当該年度施工額÷過去5ヶ年度の地整内平均施工額(施工額は工事種別毎)	1未満		1以上 2未満	2以上 3未満	3以上	
④施工実績	同種または類似工事の(JVでの施工実績は出資比率20%以上) [過去10年間] ※	同種	2A 国土交通省 公団等	A 他省庁、 都道府県等	市町村、 民間事業等		実績なし (但し、同種しか 設けない場合)
	類似		国土交通省 公団等	他省庁 都道府県等	市町村、 民間事業等		実績なし
	近隣地域内工事の実績 ※ (JVでの施工実績は出資比率20%以上) [過去5年間]		実績が豊富 (3件)		実績あり (1~2件)	実績なし	
⑤技術者評価	配置予定技術者の同種又は類似工事の施工経験(JVでの施工実績は出資比率20%以上) [過去10年間] ※	同種	2A 国土交通省 公団等	A 他省庁 都道府県等	市町村、 民間事業等		実績なし (但し、同種しか 設けない場合)
	類似		国土交通省 公団等	他省庁 都道府県等	市町村、 民間事業等		実績なし
	配置予定技術者の資格 ※		1級土木施工管理技士 5年以上		1級土木施工管理技士 5年未満		資格が要件を満たさない
⑥安全管理の状況	地整における直近2ヶ年の技術者の局長表彰、事務所長表彰の有無		A:局長 O. 5A:所長		なし		
⑦表彰	地整内における直近2ヶ年の工事における優良		A:局長		なし		
	施工の局長表彰、事務所長表彰の有無		O. 5A:所長				
	地整内における直近2ヶ年の工事における安全施工の局長表彰、事務所長表彰の有無		A:局長 O. 5A:所長		なし		
	地整内における直近2ヶ年の工事におけるVE提案表彰の局長表彰の有無		A:局長		なし		
⑧その他の考慮すべき事項	技術的意欲(技術開発) ※	密接関連		有り	なし		
⑨当該年度指名回数	当該年度の指名回数		5回未満	5回以上			

注1)※は提出資料に基づき判定する。

注2)工事成績の評価について

・対象期間に工事実績が無い場合は、65点として評価する。

注3)地域特性の考慮について

・工事特性を勘案し、必要に応じて適宜評価項目とすることができる。

注4)当該年度の受注状況について

・3以上の場合でも当該年度の施工額が当該入札方式の最低額に達しない時は「-」と評価とする。

・3以上の場合でも、指名業者が10社に満たない時は、「-」と評価とする。

注5)施工実績について

・公団等とは、日本道路公団、水資源機構(旧水資源開発公団)、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(旧日本鉄道建設公団)、政令指定都市道路公社とするが、工事内容・施工条件等を案件毎にチェックし、当該工事の工事内容・施工条件等と同等以上と見なせないものについては、「他省庁、都道府県等」として評価する。(技術者評価でも同じとする)

・「国土交通省」に港湾空港関係も含む。(技術者評価でも同じとする)

・近隣地域内工事の実績については、工事特性を勘案し必要に応じ適宜評価項目とすることができる。

また、「実績が豊富」実績ありの件数については、工事特性、当該地域内の発注件数を考慮して、適切な件数を設定できる。

注6)技術者評価について

・技術者の表彰の評価については、表彰を受けた技術者が配置された工事において、事故等で指名停止又は指名停止相当の処分を受けた場合は、それ以降の評価は行わないものとする。

注7)安全管理の状況について

・過去1カ年間に、九州7県内(民間を含む)において、受注した工事(土木関係)の死亡事故及び公衆災害で評価する。

注8)表彰について

・土木関係工事での表彰を対象とする。

・VE提案表彰については、当該企業の優良施工または安全施工の表彰とは別に、「A」評価を与える。

・安全施工表彰、優良施工表彰及びVE提案表彰を受賞した後に、当該表彰の主旨に反する行為により指名停止となった場合は、それ以降の評価は行わないものとする。

注9)その他考慮すべき事項について

・「その他」については、九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において、指名停止期間の2倍の期間(但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月)を「-A」と評価する。

なお、この事項は平成13年9月1日以降に指名停止を行ったものから適用する。

注10)指名回数について

・「5回」は、補正予算等による発注工事の大幅な増加が確実な場合は、増加量に応じて適宜、設定する。

注11)評価方法について

・③~⑤で「C」が一つでもあれば非指名とする。

・Aの数→Bの数→工事成績により上位と判断される業者を概ね10社指名する。

注12)資本・人的関係について

・資本・人的関係がある社は、1社を除き入札に参加できないものとする。

〔河川・道路・公園・営繕関係〕

〔土木関係工事〕

〔平成17年8月1日～〕

工事希望型指名競争入札技術審査基準

1.基本事項

○技術審査にあたっては、「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保について」(平成12年6月1日 建設省厚契発第16号)の「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名基準の運用基準」(以下、「運用基準」という。)に留意して行う。

2.〔欠格要件の確認〕

項目	内容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無 ・警察当局から排除要請等	・運用基準の1による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等	・運用基準の2による
③工事成績	・工事成績の平均が過去2年連続して60点未満の場合	・運用基準の3(1)による
④安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	・運用基準の7(1)・(2)による
⑤労働福祉	・賃金不払いに関する厚生労働省からの通報により、明らかに不適当であると認められるとき	・運用基準の8(1)による

注)【欠格要件の確認】で欠格要件がある場合は、3の【審査】は行わない。

3.【審査】

評価項目	内容	A		B	-	C
①工事成績の評価	地整内(過去2ヶ年度+当該年度)の当該工事種別の平均点	77点以上		77点未満 73点以上	73点未満	
②地域特性の考慮	工事施工地域(工事箇所)における本社(本店)の所在	当該箇所に本社あり			左記以外	
③当該年度の受注状況	地整内当該年度施工額÷過去5ヶ年度の地整内平均施工額(施工額は工事種別毎)	1未満		1以上 2未満	2以上 3未満	3以上
④施工実績	同種または類似工事の施工実績(JVでの施工実績は出資比率20%以上) 〔過去10年間〕※	2A	A	市町村、 民間事業等		実績なし (但し、同種しか設けない場合)
		国土交通省 公団等	他省庁、 都道府県等	民間事業等		
	類似		国土交通省 公団等	他省庁 都道府県等	市町村、 民間事業等	実績なし
	近隣地域内工事の実績※ (JVでの施工実績は出資比率20%以上) 〔過去5年間〕	実績が豊富 (3件)		実績あり (1~2件)	実績なし	
⑤技術者評価	配置予定技術者の同種又は類似工事の施工経験(JVでの施工実績は出資比率20%以上) 〔過去10年間〕※	2A	A	市町村、 民間事業等		実績なし (但し、同種しか設けない場合)
		国土交通省 公団等	他省庁、 都道府県等	民間事業等		
	類似		国土交通省 公団等	他省庁 都道府県等	市町村、 民間事業等	実績なし
	配置予定技術者の資格※	1級土木施工管理技士 3年以上		1級土木施工管理技士 3年未満		資格が要件を満たさない
	地整における直近2ヶ年度の技術者の局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 O:5A:所長			なし	
⑥安全管理の状況	過去1年間の死亡事故等の状況 ※	なし				
⑦表彰	地整内における直近2ヶ年度の工事における優良施工の局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 O:5A:所長			なし	
	地整内における直近2ヶ年度の工事における安全施工の局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 O:5A:所長			なし	
	地整内における直近2ヶ年度の工事におけるVE提案表彰の局長表彰の有無	A:局長			なし	
⑧その他考慮すべき事項	技術的意欲(技術開発)※	密接関連		有り	なし	
	工事経験〔過去5年間〕※	3件以上		2件	1件	
	その他	イ) ロ)				
⑨当該年度指名回数	当該年度の指名回数	5回未満		5回以上		

注1)※は提出資料に基づき判定する。

注2)工事成績の評価について

・対象期間に工事実績が無い場合は、65点として評価する。

注3)地域特性の考慮について

・工事特性を勘案し、必要に応じ適宜評価項目とすることができる。

注4)当該年度の受注状況について

・3以上の場合でも当該年度の施工額が当該入札方式の最低額(1億円)に達しない時は「-」と評価とする

・3以上の場合でも、指名業者が10社に満たない時は、「-」と評価とする

注5)施工実績について

・公団等とは、日本道路公団、水資源機構(旧水資源開発公団)、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(旧日本鉄道建設公団)、政令指定都市道路公社とするが、工事内容・施工条件等を案件毎にチェックし、当該工事の工事内容・施工条件等と同等以上と見なせないものについては、「他省庁、都道府県等」として評価する。

(技術者評価でも同じとする)

・「国土交通省」に港湾空港関係も含む。(技術者評価でも同じとする)

・近隣地域内工事の実績については、工事特性を勘案し必要に応じ適宜評価項目とすることができる。

また、「実績が豊富」(実績あり)の件数については、工事特性、当該地域内の発注件数を考慮して、適切な件数を設定できる。

注6)技術者評価について

・技術者の表彰の評価については、表彰を受けた技術者が配置された工事において、事故等で指名停止又は指名停止相当の処分を受けた場合はそれ以降の評価は行わないものとする。

注7)安全管理の状況について

・過去1か年間に、九州7県内(民間を含む)において、受注した工事(土木関係)の死亡事故及び公衆災害で評価する。

注8)表彰について

・土木関係工事での表彰を対象とする。

・VE提案表彰については、当該企業の優良施工または安全施工の表彰とは別に、「A」評価を与える。

・安全施工表彰、優良施工表彰及びVE提案表彰を受賞した後に、当該表彰の主旨に反する行為により指名停止となった場合は、それ以降の評価は行わないものとする。

注9)その他考慮すべき事項について

・「その他」については、イ)九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において指名停止期間の2倍の期間(但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月)を「-A」と評価する。

なお、この事項は平成13年9月1日以降に指名停止を行ったものから適用する。

ロ)安全管理の取り組み(良い、死亡事故以外の事故件数等)、災害時の協力、創意工夫、ISO、建退共等の評価項目を設定し「A」又は「-A」評価することができる。

注10)当該年度指名回数

・指名回数が5回未満は全てA評価とする。但し、工事成績の評価がB評価以上の場合、過去5ヶ年度の平均指名回数までA評価とする。

・「5回」は、事務所での年間発注件数により、変更運用することができる。

・「5回」は、補正予算等による発注工事の大幅な増加が確実な場合は、増加量に応じて適宜、設定する。

注11)評価方法

・③~⑤で「C」が一つでもあれば非指名とする。

・Aの数→Bの数→工事成績により上位と判定される業者を概ね10社指名する。

・同時期に同じ工事種別の工事を複数発注する場合は、機会均等を鑑みて各々概ね10社指名することができる。

注12)資本・人的関係について

・資本・人的関係がある社は、1社を除き入札に参加できないものとする。

【河川・道路・公園・営繕関係】

【土木関係工事】

[平成17年8月1日~]

通常指名競争入札技術審査基準

1.基本事項

○技術審査にあたっては、「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保について」(平成12年6月1日 建設省厚契発第16号)の「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名基準の運用基準」(以下、「運用基準」という。)に留意して行う。

2.【欠格要件の確認】

項目	内容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無 ・警察当局から排除要請等	・運用基準の1による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等	・運用基準の2による
③工事成績	・工事成績の平均が過去2年連続して60点未満の場合	・運用基準の3(1)による
④安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	・運用基準の7(1)~(2)による
⑤労働福祉	・賃金不払いに関する厚生労働省からの通報により、明らかに不適当であると認められるとき	・運用基準の8(1)による

注)【欠格要件の確認】で欠格要件がある場合は、3の【審査】は行わない。

3.【審査】

評価項目	内容	A		B	-	C
①工事成績の評価	地整内(過去2ヶ年度+当該年度)の当該工事種別の平均点	77点以上		77点未満 73点以上	73点未満	
②地域特性の考慮	工事施工地域(工事箇所)における本社(本店)の所在	当該箇所に本社あり			左記以外	
③当該年度の受注状況	地整内当該年度施工額÷過去5ヶ年度の地整内平均施工額(施工額は工事種別毎)	1未満		1以上 2未満	2以上 3未満	3以上
④施工実績	同種又は類似工事の施工実績	同種	2A 国土交通省 公団等	A 他省庁、 都道府県等	市町村、 民間事業等	実績なし (但し、同種しか設けない 場合)
	[過去5~10年間]	類似		国土交通省 公団等	他省庁、 都道府県等	
	近隣地域内の工事の実績		実績が豊富 3件以上		実績あり (1~2件)	実績なし
	[過去5年間]					
⑤安全管理の状況	過去1年間の死亡事故等の状況	なし				
⑥表彰	地整内における直近2ヶ年の工事における優良施工の局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 O:5A:所長			なし	
	地整内における直近2ヶ年の工事における安全施工の局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 O:5A:所長			なし	
	地整内における直近2ヶ年の工事におけるVE提案表彰の局長表彰の有無	A:局長			なし	
⑦その他考慮すべき事項	技術開発等(新技術・VE等への取り組み)	2件以上		1件	なし	
	災害時の協力	災害時の協力				
	その他	イ)				
		ロ)				
⑧当該年度指名回数	当該年度の指名回数	5回未満		5回以上		

注1) 工事成績の評価について

・対象期間に工事実績が無い場合は、65点として評価する。

注2) 地域特性の考慮について

・工事特性を勘案し、必要に応じて適宜評価項目とすることができる。

注3) 当該年度の受注状況について

・3以上の場合でも当該年度の施工額が5千万円に達しない時は「-」と評価する。
但し、一般土木Cランクの工事の場合は、6千万円に満たない場合は、「-」と評価する。
・事務所の当該年度の発注件数を鑑みて3未満の数値は適宜設定できる。但し、3以上の「C」は変えない。

注4) 施工実績について

・「公団等」とは、日本道路公団、水資源機構(旧水資源開発公団)、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(旧日本鉄道建設公団)、政令指定都市道路公社とするが、工事内容・施工条件等を案件毎にチェックし、当該工事の工事内容・施工条件等と同等以上と見なせないものについては、「他省庁、都道府県等」として評価する。

・「国土交通省」に港湾空港関係も含む。

・「近隣地域内の工事実績」については、工事特性を勘案し必要に応じ適宜評価項目とすることができる。

また、「実績が豊富」「実績あり」の件数については、工事特性、当該地域内の発注件数を考慮して、適切な件数を設定できる。

注5) 安全管理の状況について

・九州地整発注工事(港湾空港関係を含む)において過去1年間の工事における死亡事故及び公衆空災害で評価する。(土木関係の工事を対象とする。)

注6) 表彰について

・土木関係工事での表彰を対象とする。

・VE提案表彰については、当該企業の優良施工または安全施工の表彰とは別に、「A」評価を与える。

・安全施工表彰、優良施工表彰及びVE提案表彰を受賞した後に、当該表彰の主旨に反する行為により指名停止となった場合は、それ以降の評価は行わないものとする。

注7) その他考慮すべき事項について

・「技術開発等」については、当該事務所で(過去2ヶ年度+当該年度)において新技術又はVE等への取り組みが2件以上ある場合は「A」、1件の場合は「B」と評価することができる。

・「災害時の協力」については、工事特性を考慮して、災害時の協力状況について「A」と評価することができる。

・「その他」については、

イ)九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において指名停止期間の2倍の期間(但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月)を「-A」と評価する。

なお、この事項は平成13年9月1日以降に指名停止を行ったものから適用する。

ロ)安全管理の取り組み(良い、死亡事故以外の事故件数等)、地元対応(調整、貢献)、創意工夫、ISO、建退共等の評価項目を設定し「A」又は「-A」評価することができる。

注8) 当該年度指名回数について

・指名回数が5回未満は全てA評価とする。但し、工事成績の評価がB評価以上の場合、過去5ヶ年度の平均指名回数までA評価とする。

・「5回」は、事務所で年間発注件数により、変更運用することができる。

・「5回」は、補正予算等による発注工事の大幅な増加が確実な場合は、増加量に応じて適宜、設定する。

注9) 評価方法について

・③~④で「C」が一つでもあれば非指名とする。

・Aの数→Bの数→工事成績により上位と判定される業者を概ね10社指名する。

・同時期に同じ工事種別の工事を複数発注する場合は、機会均等を鑑みて各々概ね10社指名することができる。

注10) 資本・人的関係について

・資本・人的関係がある社は、1社を除き入札に参加できないものとする。

【河川・道路・公園・営繕関係】

公募型指名競争入札技術審査基準

【平成17年8月1日～】

1.基本事項

○技術審査にあたっては、「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保について」(平成12年6月1日 建設省厚契発第16号)の「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名基準の運用基準」(以下、「運用基準」という。)に留意して行う。

2.【欠格要件の確認】

項目	内容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無 ・警察当局から排除要請等	・運用基準の1による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等	・運用基準の2による
③工事成績	・工事成績の平均が過去2年連続して60点未満の場合	・運用基準の3(1)による
④安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	・運用基準の7(1)~(2)による
⑤労働福祉	・賞金不払いに関する厚生労働省からの通報により、明らかに不適当であると認められるとき	・運用基準の8(1)による

注)【欠格要件の確認】で欠格要件がある場合は、3の【審査】は行わない。

3.【審査】

評価項目	内容	A		B	-	C
		2A	A			
①工事成績の評価	地整内(過去2ヶ年度+当該年度)の当該工事種別の平均点	75点以上		75点未満 71点以上	71点未満	
②地域特性の考慮	工事施工地域(県)における本社(本店)の所在	当該県内又は隣接県に本社あり			左記以外	
③当該年度の受注状況	地整内当該年度施工額÷過去5ヶ年度の地整内平均施工額(施工額は工事種別毎)	1未満		1以上 2未満	2以上 3未満	3以上
④施工実績	同種または類似工事の施工実績(JVでの施工実績は出資比率20%以上) [過去10年間] ※	同種	国土交通省 公団等	他省庁 都道府県等	市町村、 民間事業等	実績なし (但し、同種しか設けない場合)
		類似		国土交通省 公団等	他省庁 都道府県等	市町村、 民間事業等
	近隣地域内工事の実績(JVでの施工実績は出資比率20%以上) [過去5年間] ※	実績が豊富(3件)		実績あり(1~2件)	実績なし	
⑤技術者評価	配置予定技術者の同種又は類似工事の施工経験(JVでの施工実績は出資比率20%以上) [過去10年間] ※	同種	国土交通省 公団等	他省庁 都道府県等	市町村、 民間事業等	実績なし (但し、同種しか設けない場合)
		類似		国土交通省 公団等	他省庁、 都道府県等	市町村、 民間事業等
	※	電気設備工事及び受変電設備工事通信設備工事	1級電気施工管理技士5年以上 建設業法第26条第1項の資格又は管理技術者資格証5年以上	1級電気施工管理技士5年未満 建設業法第26条第1項の資格又は管理技術者資格証5年未満	A及びB以外の資格	資格が要件を満たさない
	地整内における直近2ヶ年の技術者の局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 O. 5A:所長			なし	
⑥安全管理の状況	過去1年間の死亡事故等の状況 ※	なし				
⑦表彰	地整内における直近2ヶ年の工事における優良施工の局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 O. 5A:所長			なし	
	地整内における直近2ヶ年の工事における安全施工の局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 O. 5A:所長			なし	
	地整内における直近2ヶ年の工事におけるVE提案表彰の局長表彰の有無	A:局長			なし	
⑧その他の考慮すべき事項	技術的意欲(技術開発) ※	密接関連		有り	なし	
	技術評価点数	600点以上		50点以上 600点未満	50点未満	
	その他					
⑨当該年度指名回数	当該年度の指名回数	5回未満		5回以上		

注1)※は提出資料に基づき判定する。

注2)工事成績の評価について

・対象期間に工事実績が無い場合は、65点として評価する。

注3)地域特性の考慮について

・工事特性を勘案し、必要に応じて適宜評価項目とすることができる。

注4)当該年度の受注状況について

・3以上の場合でも当該年度の施工額が当該入札方式の最低額に達しない時は「-」と評価とする。

・3以上の場合でも、指名業者が10社に満たない時は、「-」と評価とする。

注5)施工実績について

・公団等とは、日本道路公団、水資源機構(旧水資源開発公団)、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(旧日本鉄道建設公団)、政令指定都市道路公社とするが、工事内容・施工条件等を案件毎にチェックし、当該工事の工事内容・施工条件等と同等以上と見なせないものについては、「他省庁、都道府県等」として評価する。(技術者評価でも同じとする)

・「国土交通省」に港湾空港関係も含む。(技術者評価でも同じとする)

・近隣地域内工事の実績については、工事特性を勘案し必要に応じ適宜評価項目とすることができる。

また、「実績が豊富」「実績あり」の件数については、工事特性、当該地域内の発注件数を考慮して、適切な件数を設定できる。

注6)技術者評価について

・技術者の表彰の評価については、表彰を受けた技術者が配置された工事において、事故等で指名停止又は指名停止相当の処分を受けた場合はそれ以降の評価は行わないものとする。

注7)安全管理の状況について

・過去1か年間に、九州7県内(民間を含む)において、受注した工事(電気設備工事、受変電設備工事及び通信設備工事)の死亡事故及び公衆災害で評価する。

注8)表彰について

・電気設備工事(営繕工事関係を除く)、受変電設備工事及び通信設備工事での表彰を対象とする。

・VE提案表彰については、当該企業の優良施工または安全施工の表彰とは別に、「A」評価を与える。

・安全施工表彰、優良施工表彰及びVE提案表彰を受賞した後に、当該表彰の主旨に反する行為により指名停止となった場合は、それ以降の評価は行わないものとする。

注9)その他考慮すべき事項について

・「その他」については、九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において、指名停止期間の2倍の期間(但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月)を「-A」と評価する。

なお、この事項は平成13年9月1日以降に指名停止を行ったものから適用する。

・「技術評価点数」については、光ケーブル敷設工事に適用するものとする。

注10)指名回数について

・「5回」は、補正予算等による発注工事の大幅な増加が確実な場合は、増加量に応じて適宜、設定する。

注11)評価方法について

・③~⑤で「C」が一つでもあれば非指名とする。

・Aの数-Bの数-工事成績により上位と判断される業者を概ね10社指名する。

注12)資本・人的関係について。

資本・人的関係がある社は、1社を除き入札に参加できないものとする。

【河川・道路・公園・営繕関係】

[平成17年8月1日～]

工事希望型指名競争入札技術審査基準

1.基本事項

○技術審査にあたっては、「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保について」(平成12年6月1日 建設省厚契発第16号)の「地方支分部局所掌の工事請負契約に係指名基準の運用基準」(以下、「運用基準」という。)に留意して行う。

2.【欠格要件の確認】

項目	内容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無 ・警察当局から排除要請等	・運用基準の1による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等	・運用基準の2による
③工事成績	・工事成績の平均が過去2年連続して60点未満の場合	・運用基準の3(1)による
④安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	・運用基準の7(1)～(2)による
⑤労働福祉	・賞金不払いに関する厚生労働省からの通報により、明らかに不相当であると認められるとき	・運用基準の8(1)による

注)【欠格要件の確認】で欠格要件がある場合は、3の【審査】は行わない。

3.【審査】

評価項目	内容	A		B	-	C
①工事成績の評価	地整内(過去2ヶ年度+当該年度)の当該工事種別の平均点	75点以上		75点未満 71点以上	71点未満	
②地域特性の考慮	工事施工地域(県)における本社(本店)の所在	当該県内又は近隣県に本社あり			左記以外	
③当該年度の受注状況	地整内当該年度施工額÷過去5ヶ年度の地整内平均施工額(施工額は工事種別毎)	1未満		1以上 2未満	2以上 3未満	3以上
④施工実績	同種または類似工事の施工実績(JVでの施工実績は出資比率20%以上) [過去10年間] ※	同種	2A 国土交通省 公園等	A 他省庁、 都道府県等	市町村、 民間事業等	実績なし (但し、同種しか 設けない場合)
		類似		国土交通省 公園等	他省庁 都道府県等	
	近隣地域内工事の実績(JVでの施工実績は出資比率20%以上) [過去5年間] ※	実績が豊富 (3件)			実績あり (1～2件)	実績なし
⑤技術者評価	配置予定技術者の同種又は類似工事の施工経験(JVでの施工実績は出資比率20%以上) [過去10年間] ※	同種	2A 国土交通省 公園等	A 他省庁、 都道府県等	市町村、 民間事業等	実績なし (但し、同種しか 設けない場合)
		類似		国土交通省 公園等	他省庁 都道府県等	
	配置予定技術者の資格 ※	1級電気施工 管理技士 3年以上			1級電気施工 管理技士 3年未満	A、B以外の場合
	地整における直近2ヶ年度の技術者の局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 0. 5A:所長			なし	
⑥安全管理の状況	過去1年間の死亡事故等の状況 ※	なし				
⑦表彰	地整内における直近2ヶ年の工事における優良施工の局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 0. 5A:所長			なし	
	地整内における直近2ヶ年の工事における安全施工の局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 0. 5A:所長			なし	
	地整内における直近2ヶ年の工事におけるVE提案表彰の局長表彰の有無	A:局長			なし	
⑧その他考慮すべき事項	技術的意欲(技術開発) ※	密接関連		有り	なし	
	工事経験[過去5年間] ※	3件以上		2件	1件	
	その他	イ)				
	ロ)					
⑨当該年度指名回数	当該年度の指名回数	5回未満		5回以上		

注1)※は提出資料に基づき判定する。

注2)工事成績の評価について

・対象期間に工事実績が無い場合は、65点として評価する。

注3)地域特性の考慮について

・工事特性を勘案し、必要に応じ適宜評価項目とすることができる。

注4)当該年度の受注状況について

・3以上の場合でも当該年度の施工額が当該入札方式の最低額(1億円)に達しない時は「-」と評価とする

・3以上の場合でも、指名業者が10社に満たない時は、「-」と評価とする

注5)施工実績について

・公園等とは、日本道路公団、水資源機構(旧水資源開発公団)、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(旧日本鉄道建設公団)、政令指定都市道路公社とするが、工事内容・施工条件等を案件毎にチェックし、当該工事の工事内容・施工条件等と同等以上と見なせないものについては、「他省庁、都道府県等」として評価する。(技術者評価でも同じとする。)

・「国土交通省」に港湾空港関係も含む。(技術者評価でも同じとする)

・近隣地域内工事の実績については、工事特性を勘案し必要に応じ適宜評価項目とすることができる。

また、「実績が豊富」「実績あり」の件数については、工事特性、当該地域内の発注件数を考慮して、適切な件数を設定できる。

注6)技術者評価について

・技術者の表彰の評価については、表彰を受けた技術者が配置された工事において、事故等で指名停止又は指名停止相当の処分を受けた場合はそれ以降の評価は行わないものとする。

注7)安全管理の状況について

・過去1カ年間に、九州7県内(民間を含む)において、受注した工事(電気設備工事、受変電設備工事及び通信設備工事)の死亡事故及び公衆災害で評価する。

注8)表彰について

・電気設備工事(営繕工事関係を除く)、受変電設備工事及び通信設備工事での表彰を対象とする。

・VE提案表彰については、当該企業の優良施工または安全施工の表彰とは別に、「A」評価を与える。

・安全施工表彰、優良施工表彰及びVE提案表彰を受賞した後に、当該表彰の主旨に反する行為により指名停止となった場合は、それ以降の評価は行わないものとする。

注9)その他考慮すべき事項について

・「その他」については、イ)九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において指名停止期間の2倍の期間(但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月)を「-A」と評価する。

なお、この事項は平成13年9月1日以降に指名停止を行ったものから適用する。

ロ)安全管理の取り組み(良い、死亡事故以外の事故件数等)、災害時の協力、創意工夫、ISO、建退共等の評価項目を設定し「A」又は「-A」

評価することができる。

注10)当該年度指名回数

・指名回数が5回未満は全てA評価とする。但し、工事成績の評価がB評価以上の場合、過去5ヶ年度の平均指名回数までA評価とする。

・「5回」は、事務所での年間発注件数により、変更運用することができる。

・「5回」は、補正予算等による発注工事の大幅な増加が確実な場合は、増加量に応じて適宜、設定する。

注11)評価方法

・③～⑤で「C」が一つでもあれば非指名とする。

・Aの数-Bの数-工事成績により上位と判定される業者を概ね10社指名する。

・同時期に同じ工事種別の工事を複数発注する場合は、機会均等を鑑みて各々概ね10社指名することができる。

注12)資本・人的関係について。

資本・人的関係がある社は、1社を除き入札に参加できないものとする。

【河川・道路・公園・営繕関係】

平成17年8月1日～

通常指名競争入札技術審査基準

1.基本事項

- 技術審査にあたっては、「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保について」(平成12年6月1日 建設省厚契発第16号)の「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名基準の運用基準」(以下、「運用基準」という。)に留意して行う。

2.【欠格要件の確認】

項目	内容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無 ・警察当局から排除要請 等	・運用基準の1による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等	・運用基準の2による
③工事成績	・工事成績の平均が過去2年連続して60点未満の場合	・運用基準の3(1)による
④安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	・運用基準の7(1)~(2)による
⑤労働福祉	・賃金不払いに関する厚生労働省からの通報により、明らかに不適当であると認められるとき	・運用基準の8(1)による

注)【欠格要件の確認】で欠格要件がある場合は、3の【審査】は行わない。

3.【審査】

評価項目	内容	A		B	-	C
①工事成績の評価	地整内(過去2ヶ年度+当該年度)の当該工事種別の平均点	75点以上		75点未満 71点以上	71点未満	
②地域特性の考慮	工事施工地域(工事箇所)における本社(本店)の所在	当該箇所に本社あり			左記以外	
③当該年度の受注状況	地整内当該年度施工額÷過去5ヶ年度の地整内平均施工額(施工額は工事種別毎)	1未満		1以上 2未満	2以上 3未満	3以上
④施工実績	同種又は類似工事の施工実績 [過去10年間]	同種	2A 国土交通省 公団等	A 他省庁、 都道府県等	市町村、 民間事業等	実績なし (但し、同種しか設けない場合)
		類似		国土交通省 公団等	他省庁 都道府県等	
	近隣地域内の工事の実績 [過去5年間]	実績が豊富 3件以上		実績あり (1~2件)	実績なし	
⑤安全管理の状況	過去1年間の死亡事故等の状況	なし				
⑥表彰	地整内における直近2ヶ年の工事における優良施 局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 O:5A:所長			なし	
	地整内における直近2ヶ年の工事における安全施 局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 O:5A:所長			なし	
	地整内における直近2ヶ年の工事における VE提案表彰の局長表彰の有無	A:局長			なし	
	その他考慮すべき事項	技術開発等 (新技術・VE等への取り組み) 災害時の協力 その他		2件以上 災害時の協力	1件	なし
⑦当該年度 指名回数	当該年度の指名回数	5回未満		5回以上		

注1)工事成績の評価について

- ・対象期間に工事実績が無い場合は、65点として評価する。

注2)地域特性の考慮について

- ・工事特性を勘案し、必要に応じて適宜評価項目とすることができる。

注3)当該年度の受注状況について

- ・3以上の場合でも当該年度の施工額が5千万円に達しない時は「-」と評価する。
- ・3以上の場合でも10社に満たない場合は「-」と評価する。

注4)施工実績について

- ・公団等とは、日本道路公団、水資源機構(旧水資源開発公団)、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(旧日本鉄建設公団)、政令指定都市道路公団とするが、工事内容・施工条件等を案件毎にチェックし、当該工事の工事内容・施工条件等と同等以上と見なせないものについては、「他省庁都道府県等」として評価する。
- ・「国土交通省」に港湾空港関係も含む。
- ・「近隣地域内の工事実績」については、工事特性を勘案し必要に応じ適宜評価項目とすることができる。
- ・また、「実績が豊富」「実績あり」の件数については、工事特性、当該地域内の発注件数を考慮して、適切な件数を設定できる。

注5)安全管理の状況について

- ・九州地整発注工事(港湾空港関係を含む)において過去1年間の工事における死亡事故及び公衆災害で評価する。(電気設備工事、受変電設備工事及び通信設備工事を対象とする。)

注6)表彰について

- ・電気設備工事(営繕工事関係を除く)、受変電設備工事及び通信設備工事での表彰を対象とする。
- ・VE提案表彰については、当該企業の優良施工または安全施工の表彰とは別に、「A」評価を与える。
- ・安全施工表彰、優良施工表彰及びVE提案表彰を受賞した後に、当該表彰の主旨に反する行為により指名停止となった場合は、それ以降の評価は行わないものとする。

注7)その他考慮すべき事項について

- ・「技術開発等」については、当該事務所内(過去2ヶ年度+当該年度)において新技術又はVE等への取り組みが2件以上ある場合は「A」、1件の場合は「B」と評価することができる。
- ・「災害時の協力」については、工事特性を考慮して、災害時の協力状況について「A」と評価することができる。
- ・「その他」については、イ)九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において指名停止期間の2倍の期間(但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月)を「-A」と評価する。
- ・なお、この事項は平成13年9月1日以降に指名停止を行ったものから適用する。
- ・ロ)安全管理の取り組み(良い、死亡事故以外の事故件数等)、地元対応(調整、貢献)、創意工夫、ISO、建退共等の評価項目を設定し「A」又は「-A」評価することができる。

注8)当該年度指名回数について

- ・指名回数が5回未満は全てA評価とする。但し、工事成績の評価がB評価以上の場合、過去5ヶ年度の平均指名回数までA評価とする。
- ・「5回」は、事務所での年間発注件数により、変更運用することができる。
- ・「5回」は、補正予算等による発注工事の大幅な増加が確実な場合は、増加量に応じて適宜、設定する。

注9)評価方法について

- ・③~④で「C」が一つでもあれば非指名とする。
- ・Aの数-Bの数-工事成績により上位と判定される業者を概ね10社指名する。
- ・同時期に同じ工事種別の工事を複数発注する場合は、機会均等を鑑みて各々概ね10社指名することができる。

注10)資本・人的関係について

- ・資本・人的関係がある社は、1社を除き入札に参加できないものとする。

【河川・道路・公園・営繕関係】

平成17年8月1日～

公募型指名競争入札技術審査基準

1.基本事項

○技術審査にあたっては、「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保について」(平成12年6月1日 建設省厚契発第16号)の「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名基準の運用基準」(以下、「運用基準」という。)に留意して行う。

2.【欠格要件の確認】

項目	内容	概要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無 ・警察当局から排除要請等	・運用基準の1による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等	・運用基準の2による
③工事成績	・工事成績の平均が過去2年連続して60点未満の場合	・運用基準の3(1)による
④安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	・運用基準の7(1)^(2)による
⑤労働福祉	・賃金不払いに関する厚生労働省からの通報により、明らかに不適当であると認められるとき	・運用基準の8(1)による

注)【欠格要件の確認】で欠格要件がある場合は、3の【審査】は行わない。

3.【審査】

評価項目	内容	A		B	-	C
①工事成績の評価	地整内(過去2ヶ年度+当該年度)の当該工事種別の平均点	75点以上		75点未満 72点以上	72点未満	
②地域特性の考慮	工事施工地域(県)における本社(本店)の所在	当該県内又は隣接県に本社あり			左記以外	
③当該年度の受注状況	地整内当該年度施工額÷過去5ヶ年度の地整内平均施工額(施工額は工事種別毎)	1未満		1以上 2未満	2以上 3未満	3以上
④施工実績	同種または類似工事の施工実績(JVでの施工実績は出資比率20%以上) [過去10年間] ※	同種	2A 国土交通省 公団等	A 他省庁、 都道府県等	市町村、 民間事業等	実績なし (但し、同種しか設けない場合)
		類似		国土交通省 公団等	他省庁 都道府県等	市町村、 民間事業等
	近隣地域内工事の実績 ※ (JVでの施工実績は出資比率20%以上) [過去5年間]	実績が豊富 (3件)		実績あり (1~2件)		実績なし
⑤技術者評価	配置予定技術者の同種又は類似工事の施工経験(JVでの施工実績は出資比率20%以上) [過去10年間] ※	同種	2A 国土交通省 公団等	A 他省庁 都道府県等	市町村、 民間事業等	実績なし (但し、同種しか設けない場合)
		類似		国土交通省 公団等	他省庁 都道府県等	市町村、 民間事業等
	配置予定技術者の資格 ※	1級土木施工管理技士 5年以上		1級土木施工管理技士 5年未満		資格が要件を満たさない
⑥安全管理の状況	地整内における直近2ヶ年の技術者の局長表彰、事務所長表彰の有無 ※	A:局長 0.5A:所長			なし	
		なし				
⑦表彰	地整内における直近2ヶ年の工事における優良施工の局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 0.5A:所長			なし	
		A:局長 0.5A:所長			なし	
	地整内における直近2ヶ年の工事における安全施工の局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長			なし	
		A:局長			なし	
⑧その他の考慮すべき事項	技術的意欲(技術開発) ※	密接関連	有り	なし		
⑨当該年度指名回数	当該年度の指名回数	5回未満		5回以上		

注1)※は提出資料に基づき判定する。

注2)工事成績の評価について

・対象期間に工事実績が無い場合は、65点として評価する。

注3)地域特性の考慮について

・工事特性を勘案し、必要に応じて適宜評価項目とすることができる。

注4)当該年度の受注状況について

・3以上の場合でも当該年度の施工額が当該入札方式の最低額に達しない時は「-」と評価とする。

・3以上の場合でも、指名業者が10社に満たない時は、「-」と評価とする。

注5)施工実績について

・公団等とは、日本道路公団、水資源機構(旧水資源開発公団)、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(旧日本鉄道建設公団)、政令指定都市道路公社とするが、工事内容・施工条件等を案件毎にチェックし、当該工事の工事内容・施工条件等と同等以上と見なせないものについては、「他省庁都道府県等」として評価する。(技術者評価でも同じとする)

・「国土交通省」に港湾空港関係も含む。(技術者評価でも同じとする)

・近隣地域内工事の実績については、工事特性を勘案し必要に応じ適宜評価項目とすることができる。

また、「実績が豊富」「実績あり」の件数については、工事特性、当該地域内の発注件数を考慮して、適切な件数を設定できる。

注6)技術者評価について

・技術者の表彰の評価については、表彰を受けた技術者が配置された工事において、事故等で指名停止又は指名停止相当の処分を受けた場合はそれ以降の評価は行わないものとする。

注7)安全管理の状況について

・過去1カ年間に、九州7県内(民間を含む)において、受注した機械設備工事(営繕関係を除く)の死亡事故及び公衆災害で評価する。

注8)表彰について

・機械設備工事(営繕関係を除く)での表彰を対象とする。

・VE提案表彰については、当該企業の優良施工または安全施工の表彰とは別に、「A」評価を与える。

・安全施工表彰、優良施工表彰及びVE提案表彰を受賞した後に、当該表彰の主旨に反する行為により指名停止となった場合は、それ以降の評価は行わないものとする。

注9)その他考慮すべき事項について

・「その他」については、九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において、指名停止期間の2倍の期間(但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月)を「-A」と評価する。なお、この事項は平成13年9月1日以降に指名停止を行ったものから適用する。

注10)指名回数について

・「5回」は、補正予算等による発注工事の大幅な増加が確実な場合は、増加量に応じて適宜、設定する。

注11)評価方法について

・③~⑤で「C」が一つでもあれば非指名とする。

・Aの数→Bの数→工事成績により上位と判断される業者を概ね10社指名する。

注12)資本・人的関係について

資本・人的関係がある社は、1社を除き入札に参加できないものとする。

【河川・道路・公園・営繕関係】

【機械設備工事】

〔平成17年8月1日～〕

通常指名競争入札技術審査基準

1.基本事項

○技術審査にあたっては、「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保について」(平成12年6月1日 建設省厚契発第16号)の「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名基準の運用基準」(以下、「運用基準」という。)に留意して行う。

2.【欠格要件の確認】

項目	内容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無 ・警察当局から排除要請 等	・運用基準の1による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等	・運用基準の2による
③工事成績	・工事成績の平均が過去2年連続して60点未満の場合	・運用基準の3(1)による
④安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	・運用基準の7(1)~(2)による
⑤労働福祉	・賃金不払いに関する厚生労働省からの通報により、明らかに不適当であると認められるとき	・運用基準の8(1)による

注)【欠格要件の確認】で欠格要件がある場合は、3の【審査】は行わない。

3.【審査】

評価項目	内容	A		B	-	C
①工事成績の評価	地整内(過去2ヶ年度+当該年度)の当該工事種別の平均点	75点以上		75点未満 72点以上	72点未満	
②地域特性の考慮	工事施工地域(工事箇所)における本社(本店)の所在	当該箇所に本社あり			左記以外	
③当該年度の受注状況	地整内当該年度施工額÷過去5ヶ年度の地整内平均施工額(施工額は工事種別毎)	1未満		1以上 2未満	2以上 3未満	3以上
④施工実績	同種又は類似工事の施工実績 [過去5~10年間]	同種	2A 国土交通省 公団等	A 他省庁、 都道府県等	市町村、 民間事業等	実績なし (但し、同種しか設けない場合)
		類似		国土交通省 公団等	他省庁、 都道府県等	実績なし
	近隣地域内の工事の実績 [過去5年間]		実績が豊富 3件以上	実績あり (1~2件)	実績なし	
⑤安全管理の状況	過去1年間の死亡事故等の状況	なし				
⑥表彰	地整内における直近2ヶ年の工事における優良施工局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 O. 5A:所長			なし	
	地整内における直近2ヶ年の工事における安全施工局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 O. 5A:所長			なし	
	地整内における直近2ヶ年の工事におけるVE提案表彰の局長表彰の有無	A:局長			なし	
⑦その他考慮すべき事項	技術開発等(新技術・VE等への取り組み)	2件以上		1件	なし	
	災害時の協力	災害時の協力				
	その他	イ)				
		ロ)				
⑧当該年度指名回数	当該年度の指名回数	5回未満		5回以上		

注1)工事成績の評価について

・対象期間に工事実績が無い場合は、65点として評価する。

注2)地域特性の考慮について

・工事特性を勘案し、必要に応じて適宜評価項目とすることができる。

注3)当該年度の受注状況について

・3以上の場合でも当該年度の施工額が5千万円に達しない時は「-」と評価する。
・事務所の当該年度の発注件数を鑑みて3未満の数値は適宜設定できる。但し、3以上の「C」は変えない。

注4)施工実績について

・公団等とは、日本道路公団、水資源機構(旧水資源開発公団)、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(旧日本鉄道、建設公団)、政令指定都市道路公社とするが、工事内容・施工条件等を案件毎にチェックし、当該工事の工事内容・施工条件等と同等以上と見なせないものについては、「他省庁都道府県等」として評価する。
・「国土交通省」に港湾空港関係も含む。
・「近隣地域内の工事実績」については、工事特性を勘案し必要に応じ適宜評価項目とすることができる。
また、「実績が豊富」「実績あり」の件数については、工事特性、当該地域内の発注件数を考慮して、適切な件数を設定できる。

注5)安全管理の状況について

・九州地整発注工事(港湾空港関係を含む)において過去1年間の工事における死亡事故及び公衆災害で評価する。(機械設備工事(営繕関係を除く)を対象とする。)

注6)表彰について

・機械設備工事(営繕関係を除く)での表彰を対象とする。
・VE提案表彰については、当該企業の優良施工または安全施工の表彰とは別に、「A」評価を与える。
・安全施工表彰、優良施工表彰及びVE提案表彰を受賞した後に、当該表彰の主旨に反する行為により指名停止となった場合は、それ以降の評価は行わないものとする。

注7)その他考慮すべき事項について

・「技術開発等」については、当該事務所内(過去2ヶ年度+当該年度)において新技術又はVE等への取り組みが2件以上ある場合は「A」、1件の場合は「B」と評価することができる。
・「災害時の協力」については、工事特性を考慮して、災害時の協力状況について「A」と評価することができる。
・「その他」については、イ)九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において指名停止期間の2倍の期間(但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月)「-A」と評価する。なお、この事項は平成13年9月1日以降に指名停止を行ったものから適用する。
ロ)安全管理の取り組み(良い、死亡事故以外の事故件数等)、地元対応(調整、貢献)、創意工夫、ISO、建退共等の評価項目を設定し「A」又は「-A」評価することができる。

注8)当該年度指名回数について

・指名回数が5回未満は全てA評価とする。但し、工事成績の評価がB評価以上の場合、過去5ヶ年度の平均指名回数までA評価とする。
・「5回」は、事務所での年間発注件数により、変更運用することができる。
・「5回」は、補正予算等による発注工事の大幅な増加が確実な場合は、増加量に応じて適宜、設定する。

注9)評価方法について

・③~④で「C」が一つでもあれば非指名とする。
・Aの数-Bの数-工事成績により上位と判定される業者を概ね10社指名する。
・同時期に同じ工事種別の工事を複数発注する場合は、機会均等を鑑みて各々概ね10社指名することができる。

注10)資本・人的関係について

資本・人的関係がある社は、1社を除き入札に参加できないものとする。

【河川・道路・公園・営繕関係】

[平成17年8月1日～]

公募型指名競争入札技術審査基準

1. 基本事項

○技術審査にあたっては、「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保について」(平成12年6月1日 建設省厚契発第16号)の「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名基準の運用基準」(以下、「運用基準」という。)に留意して行う。

2. 【欠格要件の確認】

項目	内容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無 ・警察当局から排除要請等	・運用基準の1による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等	・運用基準の2による
③工事成績	・工事成績の平均が過去2年連続して60点未満の場合	・運用基準の3(1)による
④安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	・運用基準の7(1)～(2)による
⑤労働福祉	・賞金不払いに関する厚生労働省からの通報により、明らかに不適当であると認められるとき	・運用基準の8(1)による

3. 【審査】

評価項目	内容	A		B	-	C	
		A	—A				
①工事成績の評価	地方整備局内(過去5ヶ年度+当該年度)の当該工事種別の平均点	77点以上	65点未満	77点未満 72点以上	72点未満 65点以上		
②地域特性の考慮	工事施工地域(県)における本社(本店)の所在	当該県内又は隣接県に本社あり			左記以外		
③当該年度の受注状況	地方整備局内当該年度施工額と当該工事種別ランクの上・下限額との比較	当該工事種別ランクの下限額未満の場合		当該工事種別ランクの下限額以上、上限額以下の場合		当該工事種別ランクの上限額を超える場合	
④施工実績	同種又は類似工事の施工実績(JVでの施工実績は出資比率20%以上) 〔過去10年間〕※	同種	2A 直轄	A 他省庁、都道府県、政令指定都市、特殊法人等	市町村 民間等		実績なし (但し、同種しか設けない場合)
	類似		直轄		他省庁、都道府県、政令指定都市、特殊法人等	市町村 民間等	実績なし
	近隣地域内の工事実績(JVでの施工実績は出資比率20%以上) 〔過去5年間〕※	施工県内		施工県内を除く地整管内	左記以外		
⑤技術者評価	配置予定技術者の同種又は類似工事の施工経験(JVでの施工実績は出資比率20%以上) 〔過去10年間〕※	同種	2A 直轄	A 他省庁、都道府県、政令指定都市、特殊法人等	市町村 民間等		実績なし (但し、同種しか設けない場合)
		類似		直轄		他省庁、都道府県、政令指定都市、特殊法人等	市町村 民間等
	経験の程度	経験が2件以上有り		経験が1件有り		左記以外	
	配置予定技術者の資格 ※	取得後5年以上		取得後2年以上 5年未満		取得後2年未満	資格が要件を満たさない
	地整における直近2ヶ年の技術者の局長表彰、室・事務所長表彰の有無	A:局長 0.5A:室・事務所長			なし		
⑥安全管理の状況	過去1年間の死亡事故等の状況 ※	なし			有り		
⑦表彰	地整内における直近2ヶ年の工事における優良施工の局長表彰、室・事務所長表彰の有無	A:局長			なし		
		0.5A:室・事務所長					
	地整内における直近2ヶ年の工事における安全施工の局長表彰、室・事務所長表彰の有無	A:局長			なし		
		0.5A:室・事務所長					
	地整内における直近2ヶ年の工事におけるVE提案表彰の局長表彰の有無	A:局長			なし		
⑧その他考慮すべき事項	技術的意欲(技術開発) ※ その他	密接関連		有り	なし		
⑨当該年度指名回数	当該年度の指名回数	建築	0～3回	4～6回	7回以上		
		設備	0～1回	2及び3回	4回以上		

注1) ※は提出資料に基づき判定する。

注2) 工事成績の評価について

・対象期間に工事実績が無い場合は、65点として評価する。

注3) 地域特性の考慮について

・工事特性を勘案し、必要に応じ適宜評価項目とすることができる。

注4) 当該年度の受注状況について

・当該年度施工額が当該入札方式の上限額を超える場合でも指名業者が10社に満たない場合は(C)を(一)評価とする。

注5) 施工実績について

・直轄とは港湾空港関係を除く国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注したものをいう。(技術者評価でも同じとする。)

・一般条件と特殊構造条件で別々の工事が提出された場合、低い方の施工実績で評価する。(技術者評価でも同じとする。)

・特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条」に規定する機関をいう。

・近隣地域内の工事実績は受注金額が建築: 2億円以上、電気設備: 1.5億円以上、暖冷房衛生設備: 1.5億円以上とする。

注6) 技術者評価

・経験の程度は同種又は類似工事における主任技術者又は監理技術者としての経験とする。

・資格とは建築工事では1級建築施工管理技士又は1級建築士、電気設備工事においては1級電気工事施工管理技士又は技術士、

暖冷房衛生設備工事においては1級管工事施工管理技士又は技術士とする。

・技術者の表彰の評価については、表彰を受けた技術者が配置された工事において、事故等で指名停止又は指名停止相当の処分を受けた場合はそれ以降の評価は行わないものとする。

注7) 安全管理の状況について

・過去1か年間に、九州7県内(民間含む)において、受注した工事(営繕関係)の死亡事故及び公衆災害で評価する。

注8) 表彰について

・営繕関係工事での表彰を対象とする。

・VE提案表彰については、当該企業の優良施工または安全施工の表彰とは別に、「A」評価を与える。

・安全施工表彰、優良施工表彰及びVE提案表彰を受賞した後に、当該表彰の主旨に反する行為により指名停止となった場合は、それ以降の評価は行わないものとする。

注9) その他考慮すべき事項について

・「その他」については、九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において、指名停止期間の2倍の期間(但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月)を「—A」と評価する。

なお、この事項は平成13年9月1日以降に指名停止を行ったものから適用する。

注10) 評価方法について

・③～⑤で「C」が一つでもあれば非指名とする。

・Aの数→Bの数→工事成績により上位と判断される業者を概ね10社指名する。

注11) 資本・人的関係について

・資本・人的関係がある社は、1社を除き入札に参加できないものとする。

【河川・道路・公園・営繕関係】

〔平成17年8月1日～〕

工事希望型指名競争入札技術審査基準

1. 基本事項

○技術審査を行うにあたっては、「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保について」(平成12年6月1日 建設省厚契発第16号)の「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名基準の運用基準」(以下、「運用基準」という。)に留意して運用する。

2. 【欠格要件の確認】

項目	内容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無 ・警察当局から排除要請 等	・運用基準の1による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等	・運用基準の2による
③工事成績	・工事成績の平均が過去2年連続して60点未満の場合	・運用基準の3(1)による
④安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	・運用基準の7(1)～(2)による
⑤労働福祉	・賃金不払いに関する厚生労働省からの通報により、明らかに不相当であると認められるとき	・運用基準の8(1)による

注)【欠格要件の確認】で欠格要件がある場合は、3の【審査】は行わない。

3.【審査】

評価項目	内容	A		B	-	C	
		A	-A				
①工事成績の評価	地方整備局内(過去5ヶ年度+当該年度)の当該工事種別の平均点	77点以上	65点未満	77点未満 72点以上	72点未満 65点以上		
②地域特性の考慮	工事施工地域(工事箇所)における本社(本店)の所在	当該箇所に本社あり			左記以外		
③当該年度の受注状況	地方整備局内当該年度施工額と当該工事種別ランクの上・下限額との比較	当該工事種別ランクの下限額未満の場合		当該工事種別ランクの下限額以上、上限額場以下の合		当該工事種別ランクの上限額を超える場合	
④施工実績	同種又は類似工事の施工実績 (JVでの施工実績は出資比率20%以上) 〔過去10年間〕※	同種	2A 直轄	A 他省庁、都道府県、政令指定都市、特殊法人等	市町村 民間等	実績なし (但し、同種しか設けない場合)	
		類似		直轄	他省庁、都道府県、政令指定都市、特殊法人等	市町村 民間等	実績なし
	近隣地域内の工事実績 (JVでの施工実績は出資比率20%以上) 〔過去5年間〕※	施工県内		他省庁、都道府県、政令指定都市、特殊法人等 施工県内を除く 地整管内	市町村 民間等 左記以外		
⑤技術者評価	配置予定技術者の同種又は類似工事の施工経験 (JVでの施工実績は出資比率20%以上) 〔過去10年間〕※	同種	2A 直轄	A 他省庁、都道府県、政令指定都市、特殊法人等	市町村 民間事業等		実績なし (但し、同種しか設けない場合)
		類似		直轄	他省庁、都道府県、政令指定都市、特殊法人等	市町村 民間等	実績なし
	経験の程度	経験が2件以上有り		経験が1件有り	左記以外		
	配置予定技術者の資格 ※	取得後5年以上		取得後2年以上 5年未満	取得後2年未満	資格が要件を満たさない	
	地整における直近2ヶ年の技術者の局長表彰、室・事務所長表彰の有無	A:局長 0.5A:室・事務所長			なし		
⑥安全管理の状況	過去1年間の死亡事故等の状況 ※	なし					
⑦表彰	地整内における直近2ヶ年の工事における優良施工の局長表彰、室・事務所長表彰の有無	A:局長			なし		
		0.5A:室・事務所長					
	地整内における直近2ヶ年の工事における安全施工の局長表彰、室・事務所長表彰の有無	A:局長			なし		
		0.5A:室・事務所長					
地整内における直近2ヶ年の工事におけるVE提案表彰の局長表彰の有無	A:局長			なし			
⑧その他考慮すべき事項	技術的意欲(技術開発) ※	密接関連		有り	なし		
	その他						
⑨当該年度指名回数	当該年度の指名回数	建築	0～3回	4～6回	7回以上		
		設備	0～1回	2及び3回	4回以上		

注1)※は提出資料に基づき判定する。

注2)工事成績の評価について

・対象期間に工事実績が無い場合は、65点として評価する。

注3)地域特性の考慮について

・工事特性を勘案し、必要に応じ適宜評価項目とすることができる。

注4)当該年度の受注状況について

・当該年度施工額が当該入札方式の上限額を超える場合でも指名業者が10社に満たない場合は(C)を(-)評価とする。

注5)施工実績について

・直轄とは港湾空港関係を除く国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注したものをいう。(技術者評価でも同じとする。)

・特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条」に規定する機関をいう。

・近隣地域内の工事実績は受注金額が建築:6千万円以上、電気設備:5千万円以上、暖冷房衛生設備:5千万円以上とする。

注6)技術者評価

・経験の程度は同種又は類似工事における主任技術者又は監理技術者としての経験とする。

・資格とは建築工事では1級建築施工管理技士又は1級建築士、電気設備工事においては1級電気工事施工管理技士又は技術士、暖冷房衛生設備工事においては1級管工事施工管理技士又は技術士とする。

・技術者の表彰の評価については、表彰を受けた技術者が配置された工事において、事故等で指名停止又は指名停止相当の処分を受けた場合はそれ以降の評価は行わないものとする。

注7)安全管理の状況について

・過去1か年間に、九州7県内(民間含む)において、受注した工事(営繕関係)の死亡事故及び公衆災害で評価する。

注8)表彰について

・営繕関係工事での表彰を対象とする。

・VE提案表彰については、当該企業の優良施工または安全施工の表彰とは別に、「A」評価を与える。

・安全施工表彰、優良施工表彰及びVE提案表彰を受賞した後に、当該表彰の主旨に反する行為により指名停止となった場合は、それ以降の評価は行わないものとする。

注9)その他考慮すべき事項について

・「その他」については、九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において、指名停止期間の2倍の期間(但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月)を「-A」と評価する。
なお、この事項は平成13年9月1日以降に指名停止を行ったものから適用する。

注10)評価方法

・③～⑤で「C」が一つでもあれば非指名とする。

・Aの数-Bの数→工事成績により上位と判定される業者を概ね10社指名する。

注11)資本・人的関係について

・資本・人的関係がある社は、1社を除き入札に参加できないものとする。

【河川・道路・公園・営繕関係】

〔平成17年8月1日～〕

通常指名競争入札技術審査基準

1. 基本事項

○技術審査を行うにあたっては、「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保について」(平成12年6月1日 建設省厚契発第16号)の「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名基準の運用基準」(以下、「運用基準」という。))に留意して運用する。

2. 【欠格要件の確認】

項目	内容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無 ・警察当局から排除要請 等	・運用基準の1による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等	・運用基準の2による
③工事成績	・工事成績の平均が過去2年連続して60点未満の場合	・運用基準の3(1)による
④安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	・運用基準の7(1)～(2)による
⑤労働福祉	・賃金不払いに関する厚生労働省からの通報により、明らかに不適当であると認められるとき	・運用基準の8(1)による

注) 【欠格要件の確認】で欠格要件がある場合は、3の【審査】は行わない。

3.【審査】

評価項目	内容	A		B	-	C
		A	-A			
①工事成績の評価	地方整備局内(過去5ヶ年度+当該年度)の当該工事種別の平均点	77点以上	65点未満	77点未満 72点以上	72点未満 65点以上	
②地域特性の考慮	本社の所在地	施工地域に本社がある		施工隣接地域に本社がある	左記以外	
③当該年度の受注状況	地方整備局内当該年度施工額と当該工事種別ランクの上・下限額との比較	当該工事種別ランクの下下限額未満の場合		当該工事種別ランクの下下限額以上、上限額以下の場合		当該工事種別ランクの上限額を超える場合
④施工実績	同種又は類似工事の施工実績 [過去10年間]	2A 直轄	A 他省庁、都道府県、政令指定都市、特殊法人等	市町村、	実績なし	
⑤安全管理の状況	過去1年間の死亡事故等の状況	なし				
⑥表彰	地整内における直近2ヶ年の工事における優良施工の局長表彰、室・事務所長表彰の有無	A: 局長 0.5A: 室・事務所長			なし	
	地整内における直近2ヶ年の工事における安全施工の局長表彰、室・事務所長表彰の有無	A: 局長 0.5A: 室・事務所長			なし	
	地整内における直近2ヶ年の工事におけるVE提案表彰の局長表彰の有無	A: 局長			なし	
⑦保有技術者及び技術開発等	保有技術者数 技術開発等への取組	2A: 特に優れている (3a) A: 優れている (2a+b) (2a) (a+2b)		普通 (a+b) (a) (2b)	— (b)	
⑧その他考慮すべき事項	特に考慮すべき事項 その他 ※	積極的に評価する明確な理由がある			積極的に評価する明確な理由がない	
⑨当該年度指名回数	当該年度の指名回数	0～1回		2～3回	4回以上	

注1) 工事成績の評価について

・対象期間に工事実績が無い場合は、65点として評価する。

注2) 地域特性の考慮

・工事特性を勘案し、必要に応じて適宜評価項目とする事ができる。

注3) 当該年度の受注状況について

・当該年度施工額が当該入札方式の上限額を超える場合でも指名業者が10社に満たない場合は(C)を(-)評価とする。

注4) 施工実績について

・直轄とは港湾空港関係を除く国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注したものをいう。

・特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条」に規定する機関をいう。

注5) 安全管理の状況について

・九州地整発注工事(港湾空港関係を含む)において、当該室・事務所内の過去1年間の工事における死亡事故及び公衆災害で評価することができる。(営繕関係の工事を対象とする。)

注6) 表彰について

・営繕関係工事での表彰を対象とする。

・VE提案表彰については、当該企業の優良施工または安全施工の表彰とは別に、「A」評価を与える。

・安全施工表彰、優良施工表彰及びVE提案表彰を受賞した後に、当該表彰の主旨に反する行為により指名停止となった場合は、それ以降の評価は行わないものとする。

注7) 保有技術者及び技術開発等について

・保有技術者数の評価

(建築工事)

・Cランクは建施1級、建士1級の合計とし、a評価は10人以上、b評価は3～9人とする。

・Dランクは建施1・2級、建士1・2級の合計とし、a評価は6人以上、b評価は3～5人とする。

(設備工事)

・Bランクは電又は管1級の合計とし、a評価は10人以上、b評価は3～9人とする。

・Cランクは電又は管1・2級の合計とし、a評価は6人以上、b評価は2～5人とする。

・技術開発への取組

公共建築工事標準仕様書、工事監理指針の説明会への参加実績、ISO取得及び技術開発等で公的に認められた事項で評価する事が出来る。

a: 仕様書、監理指針の説明会への参加実績(両方でa、片方でb)とISO取得及び技術開発等で最大2aまで

b: 上記に準じた技術開発等で公的に認められ、又は照会されている。

-: なし

注8) その他考慮すべき事項について

・「その他」については、九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において指名停止期間の2倍の期間(但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月)を「-A」と評価する。

なお、この事項は平成13年9月1日以降に指名停止を行ったものから適用する。

注9) 評価方法について

③で「C」が一つでもあれば非指名とする。

・Aの数→Bの数→工事成績により上位と判定される業者を概ね10社指名する。

注10) 資本・人的関係について

・資本・人的関係がある社は、1社を除き入札に参加できないものとする。

国九整契第503号
国九整技管第109号
国九整技評第28号
平成20年2月7日

各事務所副所長及び
管理所長 殿

総務部 契約課長
企画部 技術管理課長
営繕部 技術・評価課長

平成20年度 工事希望型競争入札方式における
資料提出依頼業者選択基準の改訂について（通知）

標記、『資料提出依頼業者選択基準』のうち、2.【選択】評価項目①工事成績の
評価について評価基準を改定したので、通知します。

なお、新入札・契約制度指名支援サブシステム（TCNOS）については4月1日に
データ更新予定です。

記

1. 対象工事

工事希望型競争入札方式による全ての工事について別紙資料提出依頼業者選択
基準を適用する。

2. 適用時期

平成20年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事から適用する。

3. その他

新入札・契約制度指名支援サブシステム（TCNOS）については4月1日にデー
タ更新予定です。

資料提出依頼業者選択基準

※本基準は、工事希望競争入札資料提出依頼業者を選定するために使用する

1. 【欠格要件の確認】

項目	内容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無(競争参加資格の通知時点の状況で判断) ・警察当局から排除要請 等	・運用基準の1による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等	・運用基準の2による
③工事成績	・工事成績の平均が過去2年連続して60点未満の場合	・運用基準の3(1)による
④安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	・運用基準の7(1)～(2)による
⑤労働福祉	・賃金不払いに関する厚生労働省からの通報により、明らかに不適當であると認められるとき	・運用基準の8(1)による

注) 【欠格要件の確認】で欠格要件がある場合は、2の【選択】は行わない。

2. 【選択】

評価項目	内容	A		B	-	C
①工事成績の評価	地整内(過去5ヶ年度+当該年度)の 当該工事種別の平均点	75点以上		75点未満 72点以上	72点未満	
	地整内(過去1ヶ年度+当該年度)の 当該工事種別工事で65点未満の工事があるか (JVでの工事成績も各構成員の評価に反映する)	-A:あり			なし	
②地域特性の考慮 (◇)	工事施工地域(工事箇所)における 本社(本店)の所在	当該箇所に 本社あり			左記以外	
③当該年度の 受注状況	地整内当該年度施工額÷過去5ヶ年度の 地整内平均施工額(施工額は工事種別毎)	1未満		1以上 1.5未満	1.5以上 2未満	2以上
④施工実績	同種工事の施工実績 [過去5～10年間]	2A	A	市町村、 民間事業等		
		国土交通省 公団等	他省庁、 都道府県等			
⑤安全管理の状況	過去1年間の死亡事故等の状況	なし				
⑥表彰	地整内における直近5ヶ年の工事における優良 施工の局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 O. 5A:所長			なし	
	地整内における直近5ヶ年の工事における安全 施工の局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 O. 5A:所長			なし	
	地整内における直近5ヶ年の工事における VE提案表彰の局長表彰の有無	A:局長			なし	
⑦低入札(◇)	①の工事成績の評価が低い企業における 調査基準価格未満で落札した手持ち工事 状況	-2A:あり				
⑧その他考慮 すべき事項	その他	イ)				
		ロ)(◇)				
		ハ)(◇)				

注1)①工事成績の評価について

- ・対象期間に工事実績が無い場合は、65点として評価する。

注2)②地域特性の考慮について(◇)

- ・工事特性を勘案し、必要に応じて適宜評価項目とすることができる。

注3)③当該年度の受注状況について

- ・2以上の場合でも当該年度の施工額が5千万円に達しない時は「－」と評価する。
但し、一般土木Cランクの工事の場合は、6千万円に満たない場合は、「－」と評価する。
- ・事務所の当該年度の発注件数を鑑みて2未満の数値は適宜設定できる。但し、災害復旧等による当該年度の緊急的工事の発注量が増大する場合については、2以上の数値を変更して良い。

注4)④施工実績について

- ・公団等とは、西日本高速道路株式会社(旧日本道路公団)、中日本高速道路株式会社(旧日本道路公団)、東日本高速道路株式会社(旧日本道路公団)、水資源機構(旧水資源開発公団)、首都高速道路株式会社(旧首都高速道路公団)、阪神高速道路株式会社(旧阪神高速道路公団)、本州四国連絡高速道路株式会社(旧本州四国連絡橋公団)、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(旧日本鉄道建設公団)、政令指定都市道路公社とするが、工事内容・施工条件等を案件毎にチェックし、当該工事の工事内容・施工条件等と同等以上と見なせないものについては、「他省庁、都道府県等」として評価する。
- ・「国土交通省」に港湾空港関係も含む。

注5)⑤安全管理の状況について

- ・九州地整発注工事(港湾空港関係を含む)において過去1年間の工事における死亡事故及び公衆災害で評価する。
(土木関係の工事を対象とする。)

注6)⑥表彰について

- ・土木関係工事での表彰を対象とする。
- ・当該企業の優良施工、安全施工およびVE提案表彰の表彰実績は、それぞれ別個に評価を与える。

注7)⑦低入札について(◇)

- ・各事務所の低入札の発生状況に応じて、工事の品質確保観点から必要に応じて評価することができる。
- ・「工事成績の評価が低い企業」とは、地整内(過去5ヶ年度+当該年度)の当該工事種別の平均点が72点未満(「－」評価未満)の社をさす。なお、対象期間に工事実績がない場合は、65点として評価する。

注8)⑧その他考慮すべき事項について

- ・「その他」については、
 - イ)九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において指名停止期間の2倍の期間(但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月)を「－A」と評価する。
- (◇)ロ)ハ)以下に示す事項について、評価項目を設定し「A」又は「－A」評価することができる。〔ロ)、ハ)の2項目〕
安全管理の取り組み(建設業労働災害防止協会への加入等、死亡事故以外の事故件数等)、地元対応(調整、貢献)、災害時の協力状況、社会的信用を失う行為、創意工夫、ISO、建退共等
なお、受注機会均等の観点から、資料提出依頼回数を評価項目とすることができる。

注9)評価方法について

- ・③で「C」があれば選択しない。
- ・Aの数→Bの数→工事成績→名簿の順番により上位と判定される業者を選択する。
- ・同時期に同じ工事種別の工事を複数発注する場合は、機会均等を鑑みて各々選択することができる。ただし、一部の業者を重複して選択できる。
- ・工事希望型競争入札方式にて発注する全ての工事について、工事資料提出依頼業者選択基準により絞り込む業者数は、原則として20社程度とする。

注10)資本・人的関係について

- ・資本・人的関係がある社は、1社を除き選択しないものとする。

資料提出依頼業者選択基準

※本基準は、工事希望競争入札資料提出依頼業者を選定するために使用する

1. 【欠格要件の確認】

項目	内容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無(競争参加資格の通知時点の状況で判断) ・警察当局から排除要請 等	・運用基準の1による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等	・運用基準の2による
③工事成績	・工事成績の平均が過去2年連続して60点未満の場合	・運用基準の3(1)による
④安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	・運用基準の7(1)～(2)による
⑤労働福祉	・賃金不払いに関する厚生労働省からの通報により、明らかに不適當であると認められるとき	・運用基準の8(1)による

注) 【欠格要件の確認】で欠格要件がある場合は、2の【選択】は行わない。

2. 【選択】

評価項目	内容	A		B	-	C
①工事成績の評価	地整内(過去5ヶ年度+当該年度)の 当該工事種別の平均点	74点以上		74点未満 72点以上	72点未満	
	地整内(過去1ヶ年度+当該年度)の 当該工事種別工事で65点未満の工事があるか (JVでの工事成績も各構成員の評価に反映する)	-A:あり			なし	
②地域特性の考慮 (◇)	工事施工地域(工事箇所)における 本社(本店)の所在	当該箇所に 本社あり			左記以外	
③当該年度の 受注状況	地整内当該年度施工額÷過去5ヶ年度の 地整内平均施工額(施工額は工事種別毎)	1未満		1以上 1.5未満	1.5以上 2未満	2以上
④施工実績	同種工事の施工実績 [過去5～10年間]	2A	A	市町村、 民間事業等		
		国土交通省 公団等	他省庁、 都道府県等			
⑤安全管理の状況	過去1年間の死亡事故等の状況	なし				
⑥表彰	地整内における直近5ヶ年の工事における優良 施工の局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 O. 5A:所長			なし	
	地整内における直近5ヶ年の工事における安全 施工の局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 O. 5A:所長			なし	
	地整内における直近5ヶ年の工事における VE提案表彰の局長表彰の有無	A:局長			なし	
⑦低入札(◇)	①の工事成績の評価が低い企業における 調査基準価格未満で落札した手持ち工事 状況	-2A:あり				
⑧その他考慮 すべき事項	その他	イ)				
		ロ)(◇)				
		ハ)(◇)				

注1)①工事成績の評価について

- ・対象期間に工事実績が無い場合は、65点として評価する。

注2)②地域特性の考慮について(◇)

- ・工事特性を勘案し、必要に応じて適宜評価項目とすることができる。

注3)③当該年度の受注状況について

- ・2以上の場合でも当該年度の施工額が5千万円に達しない時は「－」と評価する。

・事務所の当該年度の発注件数を鑑みて2未満の数値は適宜設定できる。但し、災害復旧等による当該年度の緊急的工事の発注量が増大する場合については、2以上の数値を変更して良い。

注4)④施工実績について

- ・公団等とは、西日本高速道路株式会社(旧日本道路公団)、中日本高速道路株式会社(旧日本道路公団)、東日本高速道路株式会社(旧日本道路公団)、水資源機構(旧水資源開発公団)、首都高速道路株式会社(旧首都高速道路公団)、阪神高速道路株式会社(旧阪神高速道路公団)、本州四国連絡高速道路株式会社(旧本州四国連絡橋公団)、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(旧日本鉄道建設公団)、政令指定都市道路公社とするが、工事内容・施工条件等を案件毎にチェックし、当該工事の工事内容・施工条件等と同等以上と見なせないものについては、「他省庁、都道府県等」として評価する。
- ・「国土交通省」に港湾空港関係も含む。

注5)⑤安全管理の状況について

- ・九州地整発注工事(港湾空港関係を含む)において過去1年間の工事における死亡事故及び公衆災害で評価する。(電気設備工事、受変電設備工事及び通信設備工事を対象とする。)

注6)⑥表彰について

- ・電気設備工事(営繕工事関係を除く)、受変電設備工事及び通信設備工事での表彰を対象とする。
- ・当該企業の優良施工、安全施工およびVE提案表彰の表彰実績は、それぞれ別個に評価を与える。

注7)⑦低入札について(◇)

- ・各事務所の低入札の発生状況に応じて、工事の品質確保観点から必要に応じて評価することができる。
- ・「工事成績の評価が低い企業」とは、地整内(過去5ヶ年度+当該年度)の当該工事種別の平均点が72点未満(「－」評価未満)の社をさす。なお、対象期間に工事実績がない場合は、65点として評価する。

注8)⑧その他考慮すべき事項について

- ・「その他」については、

イ)九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において指名停止期間の2倍の期間(但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月)を「－A」と評価する。

(◇)ロ)ハ)以下に示す事項について、評価項目を設定し「A」又は「－A」評価することができる。〔ロ)、ハ)の2項目〕安全管理の取り組み(建設業労働災害防止協会への加入等、死亡事故以外の事故件数等)、地元対応(調整、貢献)、災害時の協力状況、社会的信用を失う行為、創意工夫、ISO、建退共等

なお、受注機会均等の観点から、資料提出依頼回数を評価項目とすることができる。

注9)評価方法について

- ・③で「C」があれば選択しない。
- ・Aの数→Bの数→工事成績→名簿の順番により上位と判定される業者を選択する。
- ・同時期に同じ工事種別の工事を複数発注する場合は、機会均等を鑑みて各々選択することができる。ただし、一部の業者を重複して選択できる。
- ・工事希望型競争入札方式にて発注する全ての工事について、工事資料提出依頼業者選択基準により絞り込む業者数は、原則として20社程度とする。

注10)資本・人的関係について

- ・資本・人的関係がある社は、1社を除き選択しないものとする。

資料提出依頼業者選択基準

※本基準は、工事希望競争入札資料提出依頼業者を選定するために使用する

1. 【欠格要件の確認】

項目	内容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無(競争参加資格の通知時点の状況で判断) ・警察当局から排除要請 等	・運用基準の1による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等	・運用基準の2による
③工事成績	・工事成績の平均が過去2年連続して60点未満の場合	・運用基準の3(1)による
④安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	・運用基準の7(1)～(2)による
⑤労働福祉	・賃金不払いに関する厚生労働省からの通報により、明らかに不適當であると認められるとき	・運用基準の8(1)による

注) 【欠格要件の確認】で欠格要件がある場合は、2の【選択】は行わない。

2. 【選択】

評価項目	内容	A		B	-	C
①工事成績の評価	地整内(過去5ヶ年度+当該年度)の 当該工事種別の平均点	74点以上		74点未満 72点以上	72点未満	
	地整内(過去1ヶ年度+当該年度)の 当該工事種別工事で65点未満の工事があるか (JVでの工事成績も各構成員の評価に反映する)	-A:あり			なし	
②地域特性の考慮 (◇)	工事施工地域(工事箇所)における 本社(本店)の所在	当該箇所に 本社あり			左記以外	
③当該年度の 受注状況	地整内当該年度施工額÷過去5ヶ年度の 地整内平均施工額(施工額は工事種別毎)	1未満		1以上 1.5未満	1.5以上 2未満	2以上
④施工実績	同種工事の施工実績 [過去5～10年間]	2A	A	市町村、 民間事業等		
		国土交通省 公団等	他省庁、 都道府県等			
⑤安全管理の状況	過去1年間の死亡事故等の状況	なし				
⑥表彰	地整内における直近5ヶ年の工事における優良 施工の局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 O. 5A:所長			なし	
	地整内における直近5ヶ年の工事における安全 施工の局長表彰、事務所長表彰の有無	A:局長 O. 5A:所長			なし	
	地整内における直近5ヶ年の工事における VE提案表彰の局長表彰の有無	A:局長			なし	
⑦低入札(◇)	①の工事成績の評価が低い企業における 調査基準価格未満で落札した手持ち工事 状況	-2A:あり				
⑧その他考慮 すべき事項	その他	イ)				
		ロ)(◇)				
		ハ)(◇)				

注1)①工事成績の評価について

- ・対象期間に工事実績が無い場合は、65点として評価する。

注2)②地域特性の考慮について(◇)

- ・工事特性を勘案し、必要に応じて適宜評価項目とすることができる。

注3)③当該年度の受注状況について

- ・2以上の場合でも当該年度の施工額が5千万円に達しない時は「－」と評価する。

・事務所の当該年度の発注件数を鑑みて2未満の数値は適宜設定できる。但し、災害復旧等による当該年度の緊急的工事の発注量が増大する場合については、2以上の数値を変更して良い。

注4)④施工実績について

- ・公団等とは、西日本高速道路株式会社(旧日本道路公団)、中日本高速道路株式会社(旧日本道路公団)、東日本高速道路株式会社(旧日本道路公団)、水資源機構(旧水資源開発公団)、首都高速道路株式会社(旧首都高速道路公団)、阪神高速道路株式会社(旧阪神高速道路公団)、本州四国連絡高速道路株式会社(旧本州四国連絡橋公団)、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(旧日本鉄道建設公団)、政令指定都市道路公社とするが、工事内容・施工条件等を案件毎にチェックし、当該工事の工事内容・施工条件等と同等以上と見なせないものについては、「他省庁、都道府県等」として評価する。
- ・「国土交通省」に港湾空港関係も含む。

注5)⑤安全管理の状況について

- ・九州地整発注工事(港湾空港関係を含む)において過去1年間の工事における死亡事故及び公衆災害で評価する。(機械設備工事(営繕関係を除く)を対象とする。)

注6)⑥表彰について

- ・機械設備工事(営繕関係を除く)での表彰を対象とする。
- ・当該企業の優良施工、安全施工およびVE提案表彰の表彰実績は、それぞれ別個に評価を与える。

注7)⑦低入札について(◇)

- ・各事務所の低入札の発生状況に応じて、工事の品質確保観点から必要に応じて評価することができる。
- ・「工事成績の評価が低い企業」とは、地整内(過去5ヶ年度+当該年度)の当該工事種別の平均点が72点未満(「－」評価未満)の社をさす。なお、対象期間に工事実績がない場合は、65点として評価する。

注8)⑧その他考慮すべき事項について

- ・「その他」については、

イ)九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において指名停止期間の2倍の期間(但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月)を「－A」と評価する。

(◇)ロ)ハ)以下に示す事項について、評価項目を設定し「A」又は「－A」評価することができる。〔ロ)、ハ)の2項目〕安全管理の取り組み(建設業労働災害防止協会への加入等、死亡事故以外の事故件数等)、地元対応(調整、貢献)、災害時の協力状況、社会的信用を失う行為、創意工夫、ISO、建退共等

なお、受注機会均等の観点から、資料提出依頼回数を評価項目とすることができる。

注9)評価方法について

- ・③で「C」があれば選択しない。
- ・Aの数→Bの数→工事成績→名簿の順番により上位と判定される業者を選択する。
- ・同時期に同じ工事種別の工事を複数発注する場合は、機会均等を鑑みて各々選択することができる。ただし、一部の業者を重複して選択できる。
- ・工事希望型競争入札方式にて発注する全ての工事について、工事資料提出依頼業者選択基準により絞り込む業者数は、原則として20社程度とする。

注10)資本・人的関係について

- ・資本・人的関係がある社は、1社を除き選択しないものとする。

資料提出依頼業者選択基準

※本基準は、工事希望競争入札資料提出依頼業者を選択するために使用する

1. 【欠格要件の確認】

項目	内容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無(競争参加資格の通知時点の状況で判断) ・警察当局から排除要請 等	・運用基準の1による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等	・運用基準の2による
③工事成績	・工事成績の平均が過去2年連続して60点未満の場合	・運用基準の3(1)による
④安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	・運用基準の7(1)～(2)による
⑤労働福祉	・賃金不払いに関する厚生労働省からの通報により、明らかに不相当であると認められるとき	・運用基準の8(1)による

注) 【欠格要件の確認】で欠格要件がある場合は、2の【選択】は行わない。

2. 【選択】

評価項目	内容	A		B	-	C
①工事成績の評価	地整内(過去5ヶ年度+当該年度) 当該工事種別の平均点	77点以上		77点未満 72点以上	72点未満	
	地整内(過去5ヶ年度+当該年度)の 当該工事種別工事で65点未満の工事がある (JVでの工事成績も各構成員の評価に反映する)	-A:あり			なし	
②地域特性の考慮 (◇)	工事施工地域(工事箇所)における 本社(本店)の所在	当該箇所に 本社あり		施工隣接地域に 本社があり	左記以外	
③当該年度の 受注状況	地整内当該年度施工額と 当該工事種別ランクの上・下限額の比較	当該工事種別ランク の下限額未満の場合		当該工事種別ランク の下限額以上、上限 額以下の場合		当該工事種別ラ ンクの上限額を 超える場合
④施工実績	同種工事の施工実績 [過去10年間]	2A	A	市町村	実績なし	
		国土交通省、 内閣府沖縄総 合事務局	他省庁、都道府 県、政令指定都 市、特殊法人等			
⑤安全管理の状況	過去1年間の死亡事故等の状況	なし				
⑥表彰	地整内における直近5ヶ年の工事における優良 施工の局長表彰、事務所長表彰の有無	A: 局長 O. 5A: 室長、所長			なし	
	地整内における直近5ヶ年の工事における安全 施工の局長表彰、事務所長表彰の有無	A: 局長 O. 5A: 室長、所長			なし	
	地整内における直近5ヶ年の工事における VE提案表彰の局長表彰の有無	A: 局長			なし	
⑦保有技術者及 び技術開発等	保有技術者数 技術開発等への取組	3a、2a+b、2a、 a+2b		a+b、a、2b	b	
⑧低入札(◇)	①の工事成績の評価が低い企業における 調査基準価格未満で落札した手持ち工事 状況	-2A:あり				
⑨その他考慮 すべき事項	その他	イ)				
		ロ)(◇)				
		ハ)(◇)				

注)(◇)は、選択項目です。

注1)①工事成績の評価について

- ・対象期間に工事実績が無い場合は、65点として評価する。

注2)②地域特性の考慮について(◇)

- ・工種、工事特性を勘案し、必要に応じて適宜設定する。
- ・県外に範囲を広げる場合は、県内に本社がある場合に1A、該当地域に本社がある場合に2Aとする。

注3)③当該年度の受注状況について

- ・当該年度施工額は当該年度の支払ベース額とする。

注4)④施工実績について

- ・特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条」に規定する機関をいう。

注5)⑤安全管理の状況について

- ・九州地整発注工事において過去1年間の工事における死亡事故及び公衆災害で評価する。(営繕関係の工事を対象とする)

注6)⑥表彰について

- ・営繕関係の工事を対象とする。
- ・優良施工表彰及び安全施工表彰を受注した後に、当該表彰の主旨に反する行為により指名停止となった場合は、それ以降の評価を行わない。
- ・VE提案表彰については、当該企業の優良施工または安全施工の表彰とは別に、「A」評価を与える。
- ・優良施工と安全施工の表彰の評価は、重複しない。

注7)保有技術者及び技術開発等について

- ・保有技術者数の評価

(建築工事)

Cランク業者の評価は建施1級、建士1級の合計とし、a評価は10名以上、b評価は3～9人とする。

Dランク業者の評価は建施1・2級、建士1・2級の合計とし、a評価は6名以上、b評価は3～5人とする。

(電気設備工事)

Bランク業者の評価は電1級とし、a評価は10名以上、b評価は3～9人とする。

Cランク業者の評価は電1・2級の合計とし、a評価は6名以上、b評価は2～5人とする。

(暖冷房衛生設備工事)

Bランク業者の評価は管1級とし、a評価は10名以上、b評価は3～9人とする。

Cランク業者の評価は管1・2級の合計とし、a評価は6名以上、b評価は2～5人とする。

- ・技術開発等の取組

技術開発等で公的に認められた事項及び公共建築工事標準仕様書、工事監理指針の説明会への参加実績により評価する。

a: 当該工事で有効な技術開発等

b: 上記に準じた技術開発等

a: 標準仕様書、監理指針の説明会への参加実績(片方のみはb)

注8)⑧低入札について(◇)

- ・工事の品質確保の観点から必要に応じて評価することができる。
- ・①の工事成績の評価が低い企業とは、72点未満の工事をいう。

注9)⑨その他考慮すべき事項

- ・イ)九州地整が行った指名停止期間終了後において指名停止期間の2倍の期間(但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月)を-A評価とする。

注10)評価方法について

- ・③でC評価があれば選択しない。
- ・A評価の数→B評価の数→①の工事成績→⑦の評価順位(aの数、bの数)→名簿の順位により上位と判断される業者を選択する。
- ・同時期に同じ工事種別の工事を複数発注する場合は、機会均等を鑑みて各々選択することができる。ただし、一部の業者を重複して選択できる。
- ・工事希望型競争入札方式にて発注する全ての工事について、工事資料提出依頼業者選択基準により絞り込む業者数は、原則として20社程度とする。

注11)資本・人的関係について

- ・資本・人的関係がある社は、1社を除き選択しないものとする。